

## 入札参加資格条件

## 第1項 競争入札に付する事項

1. 委託業務名 伊賀市文化会館他設備管理業務委託
2. 当該施設 (1) 伊賀市文化会館 伊賀市西明寺3240番地  
(2) 青山ホール 伊賀市阿保1411番地の1
3. 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 業務内容 建物管理業務(日常管理業務、設備保守点検業務、消防設備点検業務、建築物環境衛生管理業務、他)

## 第2項 入札参加者の資格に関する事項

本件、一般競争入札に参加できる者は、指定する日までにおいて下記の条件を満たした者とします。

## 1. 一般事項

公告日現在、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する伊賀市入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という。)の、保守点検業務—電気設備保守点検、空調・給排水設備保守点検、消防用設備保守点検、防除・駆除の全てに登録しており、次の各号のすべてに該当すること。

- (1-1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない者で、次の各号に該当しない者
  - ア 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの会社更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (1-2) 事業所が所在する都道府県、市町村が課税する全ての都道府県税並びに消費税及び地方消費税について未納でない者であること。
- (1-3) 通知から入札までの期間に、官公庁から指名停止を受けている日が含まれないこと。

## 2. 業務に係る事項

- (2-1) 過去5年間に、国又は地方公共団体等が設置した延床面積3,000㎡以上の規模を有する建築物において、3年以上、当業務と同様の設備管理を誠実に履行した経験を有すること。

- (2-2) 国又は地方公共団体等が設置した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の規模を有する建築物において、5年間以上施設管理を誠実に履行した経験を有する者を業務責任者として配置できること。
- (2-3) 次の資格を有する者を配置すること。
- ①建築物環境衛生管理技術者（当業務において選任できる者を1名以上）
  - ②第1・2種消防設備点検資格者
  - ③特定防火対象物点検資格者
  - ④乙種第4類危険物取扱者
  - ⑤第1種電気工事士
  - ⑥貯水槽清掃作業監督者
  - ⑦その他、法令等により資格が定められている場合、当該資格を有する者を業務担当として配置できること。
- (2-4) 次の許可及び認可を受けていること。
- ①建築物環境衛生総合管理業
  - ②建築物飲料水貯水槽清掃業
  - ③建築物ねずみこん虫等防除業

### 3. 危機管理に係る事項

- (3-1) 2ホールでの緊急時の対応を図るために、業務担当者を2名以上配置できること。
- (3-2) 24時間の連絡手段を確保できること。
- (3-3) 事故発生時等には、常に第一報から50分以内に業務担当者1名を当該施設に派遣でき、状況に応じて第二報から1時間以内に1名以上の業務担当者を増員ができる体制であること。

### 第3項 入札者に求められる義務

第2項の条件を満たす者は、下記に示す書類を入札時までに提出してください。

提出された書類等を審査した結果、条件に満たないと認められた者は入札に参加できません。

なお、提出された書類についての説明を求められた場合は、速やかにこれに応じてください。

#### 1. 提出書類

- (1) 次の納税証明書等（入札日から起算して3か月以内のものに限る。）

○提出期限 入札時までに提出すること。

- ① 伊賀市内の本店で伊賀市入札参加資格者名簿に登録を有する事業者

- ・市税完納証明書（市税に未納税額のない納税証明書）＝伊賀市収税課発行
- ② 伊賀市内の支店、営業所、出張所等で伊賀市入札参加資格者名簿に登録を有する事業者
  - ・市税完納証明書（市税に未納税額のない納税証明書）＝伊賀市収税課発行
  - ・消費税および地方消費税（未納税額のない納税証明書その3）  
＝所管税務署発行
- ③ 三重県内の本店、支店、営業所、出張所で伊賀市入札参加資格者名簿に登録を有する事業者
  - ・納税確認書（県税に未納税額のない納税確認書）＝所管県税事務所発行
  - ・消費税および地方消費税（未納税額のない納税証明書その3）  
＝所管税務署発行
- ④ 三重県外の本店、支店、営業所、出張所で伊賀市入札参加資格者名簿に登録を有する事業者
  - ・法人税および消費税および地方消費税（未納税額のない納税証明書その3の3）＝所管税務署発行

(2) 第2項(2-1)、(2-3)①、(2-4)の条件を証明する書類

○提出期限 令和6年3月20日(水)午後4時30分まで

- ①(2-1)は、履行実績書に契約書の写し等添付して提出すること。
- ②(2-3)は、①の建築物環境衛生管理技術者免状写しを提出すること。
- ③(2-4)は、登録証明書の写しを提出すること。

第4項 その他

- (1) 提出される書類作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却は行いません。
- (3) 提出期限以降の提出及び書類の差し替え、再提出は認めません。
- (4) 書類の提出は、持参又は書留による郵送とし、郵送の場合は提出期限までに必着とします。
- (5) 提出期限を厳守してください。